

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報速報版

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

2022年6月24日に、全人代常務委員会第35回会議において、「独占禁止法の改正に関する決定」¹（以下「本決定」といいます。）が可決され、同年8月1日から改正独占禁止法（以下「改正法」といいます。）が施行されることになりました。本決定は全25条で構成されており、プラットフォーム事業者向けの規制及び事業者集中審査の新たなルールの導入、罰則の強化等を含め、広範囲にわたる改正を含むものといえます。なお、中国における独占禁止法の改正は、2008年8月1日の同法施行後、初めてのことです。

日本企業によるM&Aであっても、当事会社の中国国内の売上額及び全世界の売上額が申告基準²に該当する場合には中国での事業者集中審査の対象となるため、日本企業にとっても改正法の内容を理解することは非常に重要なものといえます。そこで、弊所中国最新法令情報の速報版として、特に事業者集中に関する項目を中心に、簡単に本決定に伴う改正法の概要をご紹介します。

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

¹ 「关于修改《中华人民共和国反垄断法》的决定」

² 次に掲げる基準のいずれかに該当する場合には申告が必要となる（事業者集中の申告基準に関する規定（「国务院关于经营者集中申报标准的规定」2018年9月18日改正施行）第3条第1項。）。なお、同規定の改正案（意見募集稿）第3条では、いずれの金額基準も括弧内の金額に引き上げられている。

①集中に参加する全ての事業者の前会計年度における全世界の売上高の合計が100億人民元を超え、かつそのうち少なくとも2つの事業者の前会計年度における中国国内の売上高がいずれも4億人民元を超えている場合（意見募集稿では、前者が120億人民元、後者が8億人民元となっている。）

②集中に参加する全ての事業者の前会計年度における中国国内の売上高の合計が20億人民元を超え、かつそのうち少なくとも2つの事業者の前会計年度における中国国内の売上高がいずれも4億人民元を超えている場合（意見募集稿では、前者が40億人民元、後者が8億人民元となっている。）

また、同意見募集稿では、新たな基準として、上記の金額基準に至らない事業者集中であっても、以下の要件を満たす場合には申告が必要とされている（同意見募集稿4条）。

①事業者集中に参加するいずれかの事業者の前会計年度における中国国内の売上高が1,000億人民元を超えていること

②被買収事業者の市場価格（又は評価額）が8億人民元以上であり、かつ前会計年度において中国国内の売上高が全世界の売上高の3分の1を超えていること

1. 本決定の全体像

本決定は全 25 条（各条において、既存の独禁法の修正又は条項の新設が定められている。）で構成されており、これによれば、改正法の条文数は現行法に比して 13 条増加して全 70 条となる。付則を除くすべての章で条文の改正及び新設が行われており、現行法施行後 14 年間の実務の積み重ねで課題として認識された事項（例えば、プラットフォーム事業者による支配的地位の濫用や、事業集中審査の運用上の課題）を反映したものと見える。

また、6 月 27 日付けで改正法に関連する各種規定の意見募集稿が公開されており、これらの関連規定が確定して施行されることにより、改正法に基づく詳細なルールが定まることになる³。

2. 事業者集中審査に関する改正

(1) 職権による申告要求

改正法では、事業者集中が国务院の規定する申告基準に至らない場合でも、国务院の独禁法執行機関（以下「執行機関」という。）において当該事業者集中が競争排除、制限効果を有し、又は有するおそれがあることを証明する証拠を有するときは、執行機関は事業者に対して申告を要求することができ、事業者が当該要求に応じて申告を行わない場合には執行機関が調査を実施することができる⁴とされた（改正法第 26 条第 2 項、3 項）⁴。

これは、売上高が形式的な申告基準に至らない場合であっても当局の裁量によって申告を求めることができる根拠となるため、事業者にとっては、申告要否について不確実性が増すものといえる。事業者集中審査は M&A のクロージングの前提条件となる重大な事項であることが通常であり、改正法第 26 条第 2 項に関する今後の執行機関の運用動向あるいは関連規範の制定動向には留意する必要がある。

(2) 審査期間の停止

改正法で新設された第 32 条第 1 項では、以下のいずれかに該当する場合、執行機関は事業者集中の審査期間⁵の計算を停止することができる⁵とされた。

- ①事業者が定められた書面、資料を提出せず、審査業務を進めることができない場合
- ②事業者集中審査に重大な影響を及ぼす新たな事情、新事実が出現し、これらを検証せずに審査業務を行うことはできない場合
- ③事業者集中に関して付加する条件をさらに評価する必要がある、かつ事業者が審査期間の計算停

³ 具体的には、以下の 6 つの規程について新規にあるいは改正案に関する意見募集稿が公表されている。

- ・ 事業者集中審査規定（经营者集中審査規定）
- ・ 独占合意禁止規定（禁止垄断协议规定）
- ・ 国务院の事業者集中申告基準に関する規定（国务院关于经营者集中申报标准的规定）
- ・ 優越的地位の濫用禁止規定（禁止濫用市场支配地位行为规定）
- ・ 行政権力濫用による競争排除、制限禁止規定（禁止濫用行政权力排除、限制竞争行为规定）
- ・ 知的財産権濫用による競争排除、制限禁止規定（禁止濫用知识产权排除、限制竞争行为规定）

⁴ 現行の事業者集中暫定規定（「经营者集中审查暂行规定」2020 年 12 月 1 日施行。）においても、申告基準未達の事案について、当局が調査を行う場合についての定めがあり（6 条 2 項、62 条）、事業者の任意の申告に対しては独禁法に基づいて事業者集中審査を行うとされていたが（16 条）、事業者に対して申告を求める権限までは明記されていなかった。

⁵ 審査期間は、①初期審査は受理日から 30 日以内、②追加審査は追加審査の決定日から 90 日以内、③審査期間を延長する場合は追加で最長 60 日、という審査期間となっている（改正法第 30 条、第 31 条）。

止を請求した場合⁶

審査期間の計算が停止された場合、停止の原因となった事情が消滅した日から、審査期間は継続して計算され、この場合には執行機関が事業者に対して書面で通知を行うこととなる（改正法第 32 条第 2 項）。

中国の事業者集中審査は、事実上、法定の審査期間を超えて審査が行われることがあり、当事者の M&A スケジュールに重大な影響を及ぼす事例があった。改正法において審査期間の計算を停止する事由が明示されたことは、当事者の予測可能性の向上という意味では有意義な改正と評価することができる。但し、最も重要なのは改正法がどのように運用されるかという点であり、特にやや抽象的な上記②及び③の要件に関する執行機関の今後の運用動向が注目される。

(3) 審査制度の分類とレベル分け

改正法第 37 条では、執行機関が分類・クラス分けされた事業者集中制度を整備し、経済や国民生活等に関係する重要分野における審査を強化し、審査の質及び効率を向上させることとされている。本項執筆時点では分類・クラス分けの詳細は公表されておらず、事業者集中審査規定（意見募集稿）第 6 条では、市場監督管理総局が具体的な審査弁法を制定することができることとされており、今後公表されることが予想される。特に、重要分野に該当する事業者集中の審査が現状よりも厳しくなる可能性がある点には留意する必要がある。

3. 罰則の強化

改正法では各種の違反類型について、罰金の上限額が大幅に引き上げられている。事業者集中に関しては、法に違反して事業者集中を実施し、競争排除又は制限効果を有し、又は有するおそれが認められる場合の罰金額は以下のとおり引き上げられた（改正法第 58 条）。

現行法	改正法
50 万元以下	前年度の売上額の 10% 以下 (競争排除又は制限効果がない場合には 500 万元以下)

また、改正法に違反し、情状が極めて悪く、影響が特に深刻で、発生した結果が特に重大である場合、執行機関は各条項に定められた罰金額の 2 倍以上 5 倍以下の範囲で罰金額を決定することができるという条文が新設された（改正法第 63 条）。

このように、中国政府は独禁法違反に対する罰金額を大きく引き上げ、独禁法違反に対して厳しい態度で臨む姿勢を示しているといえ、日本企業においても自社に関連し得る内容（中国でビジネスを展開している日系企業においては独占協定、支配的地位の濫用等その他一切の規制内容）を理解し、改正法違反が生じないようにする必要がある。

執筆担当：中城由貴

⁶ 従前、条件の評価に時間を要し、これにより審査機関を徒過してしまうこととなる場合には、当局の指導により申告を取り下げ、後日改めて申告するという運用がされていた。改正法第 32 条第 1 項第 3 号は、このようなケースを想定して、事業者側から審査期間の計算を停止するよう請求することを認めたものと思われる。

-
- 発行
TMI 総合法律事務所

 - 編集・監修
山根基宏、中城由貴
包城偉豊、入江彦徴

 - 発行日
2022年7月7日
-

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー23階
TEL: +81-(0)3-6438-5511
E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



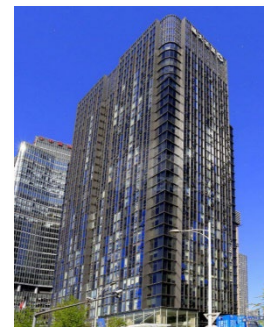
上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号
淮海国際広場 2605 室
TEL: +86-(0)21-5465-2233
E-mail: shanghai@tmi.gr.jp



北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号
富爾大廈 3204 室
TEL: +86-(0)10-8595-1435
E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン

現地デスク

フィリピン/マレーシア/インドネシア/フランス/ブラジル/メキシコ/ケニア